

第21回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成23年1月11日（火）18：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第2会議室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

＝ フォーラムのパネルディスカッションについて、今回、詳細内容を詰め、説明を聞いていただく町民の方々にとって分かり易いものとしたい。

3. 検 討

■ 自治基本条例フォーラム

＝ パネルディスカッションで取り上げるテーマ等について、検討を行った。

○ 第2部：パネルディスカッション「八頭町の自治基本条例について」

① 条例制定の目的や意義

② ポイントとなる条文

＝ 上記①、②については、上田委員長の基調講演の中で説明する。

③ 条例の検討過程（条文の根拠）

【 主な意見 】

≫ 住民投票に関する条文について、必要署名数＝1／3の決定根拠を説明した方が良いと思う。この委員会の中でも意見が分かれ、私自身、他の委員の意見を聞いて参考にもなった。慎重な審議を経て、最終的に多数決で決まったが、そこで出た意見を説明してはどうか。

≫ 「人権」という部分が、タタキ台には盛り込んでなかった。人権を大切にするとすることは、何においても大前提になる事項なので、意見として取り入れていただけで良かった。

≫ 自営業をしている立場から言うと、まちづくりの定義が公共的なものに限られていることに少し抵抗を感じる。町内で事業を営むことで、八頭町のま

ちづくりの一端を担っていると思うが。

<委員長>

＝ 町内で営まれる事業には、営利な部分とまちづくりに関わるような公共的な部分があると思う。営利部分については、企業または個人の利益に関することであり、公共的な部分は、当然まちづくりに関わることにもなるので、今の定義で包括できると思う。営業全部をまちづくりから排除するという考え方ではないが、「すべての事業・活動」と定義すると、企業や個人の利益に関する営利部分も含んでしまうので、それはできないと思う。

≫ 集落、自治会などの地域コミュニティや、女性団体、老人クラブなどのテーマコミュニティといったコミュニティは、町民の横のつながりであり、まちの中で一番大切な組織であると思うので、八頭町としてどういった位置付けとして捉え、どういった支援が必要なのかを説明した方が良いと思う。また、行政としてもどういった支援を考えているのか伺いたい。

≫ 個人ではなかなか意見を出しにくく、また、意見が反映されないという傾向もあるので、個人ではなく一つの集まりであるコミュニティの一員としてまちづくりに参画することが大切になってくる。町民により身近なコミュニティの条文に触れることで、分かり易く説明できるのではないかな。

<委員長>

＝ 個人一人では限界があるので、それを補うためにもコミュニティの役割が重要になってくる。ただ、「町民は、積極的、自主的にコミュニティに加入し、その活動に参加する」ということであって、「絶対に加入し、参加しなければならない」という義務ではないことに注意しなければならない。

≫ 前文は、委員の思いを込めて検討したので、説明したい。

≫ 定義については、町民の方にイメージしやすいように説明しておいた方が良いと思う。

④ 委員の思い・感想

＝ 条例に対する思い、検討を経て感じた事、検討において苦労した点、再認識することができた八頭町の良さ、まちづくりに対する意識の変化 など。

【 意見 】

≫ この策定委員会に委員として加わったことで、普段なかなか触れることのない「条例」というものについて学ぶことができた。他の委員の方との出会いもあった。

また、私自身、まちづくりへ参画する意識が芽生えてきた。町民一人ひとりの意識次第で、誰でも、受け身ではなく自ら率先してまちづくりに参加することができると思う。この条例の存在により、まちづくりを見直し、町民のまちづくりに対する意識変革の良いキッカケになるのではないかと感じている。

≫ 今まで、自分たちが住んでいるまちやまちづくりに対する関心が全くと言って言い程無かった。でも、子供ができたこともあり、また、この委員会に参加し、自分の意見を反映していただいたことで、まちづくりに対する関心が湧き、決して他人事ではなく、自分たちの事として捉えられるようになったので、本当に参加して良かったと思っている。

≫ この条例の検討過程を見ると、まず、職員の方々の検討によりタタキ台ができた。そして、議会の意見も踏まえながら、この委員会で町民としての立場での検討を経て、この素案が出来上がった。町民への周知も広報特集号で行うことができた。自治基本条例の趣旨のとおり、町民、議会、行政が一体となって協力してできあがったことは大変すばらしいことだと思う。

また、「町民、議会や議員、行政、つまり町長や職員のそれぞれが何をすべきか」という役割が明文化され、もちろん、これは今まで無かったことであり、八頭町のまちづくりを行っていく上で大変良いことだと思う。

≫ 今まで、母親としてPTAに携わり、その活動を通して地域やまちづくりに関わってきた。結婚してこの町に来て、「田舎で不便な点もあるし、地域の方々との関わりが緊密すぎて大変かな。」と感じていたが、今回この委員会に委員として参加したことで、「八頭町は、田舎だけど自然が近くにたくさんあって環境はいいし、地域の人みんなで協力して何でもやるという横のつながりがある。」という良さを改めて感じることができた。

≫ 住民投票参加の年齢基準の18歳については、子を持つ親として、すごく考えさせられた部分であった。

≫ それぞれの立場で話をすると良いかもしれない。

て定義しているが、その意味合いはなにか。また、そのことで特に動きのあったことはあるのか。事業者としてのまちづくりへの関わり方はどうか。

- ≫ 町民がアクションを起こしたいとき、つまり、活動を開始、拡大したいとき、意見や要望を主張したいときの方法はどういったものがあるのか。活動支援策と町民意思の収受、反映方法など。

② 「検討・策定過程」について

- ≫ 策定段階の審議会委員の人数や会議の回数は。
- ≫ 検討段階・策定過程で苦労した点はどんな点か。意見が分かれた条文や根拠設定に苦しんだ条文、策定過程で苦労した事など。

③ 「町民への周知」について

- ≫ 町民が自治基本条例をどの程度知っておられるのか。周知活動はどのようにされたのか。
- ≫ 町民にとって身近な条例となるような活動はされているのか。

④ 「制定後の変化や課題」について

- ≫ 制定2年後で見直し、条例改正を行った理由や背景は何か。
- ≫ 条例制定後に新たにできたり、見直しが行われたりした制度はあるのか。新たにできた条例や制度、見直しされた運用方法など。
- ≫ 町民の意識はどう変わったのか。まちづくりへの関心や参画意識はどうなったのか。新たに始まった町民活動はあるのか。
- ≫ 議会運営や議員の意識はどう変わったのか。

※ 上記の意見を基に、パネルディスカッション実施（案）を作成し、次回委員会で最終確認を行う。

※ 1/14 配布の区長文書で、フォーラムのチラシを全戸配布する。

4. その他

■ 次回委員会の開催予定

平成23年1月24日（月）18:30～20:30

5. 閉 会

以 上。